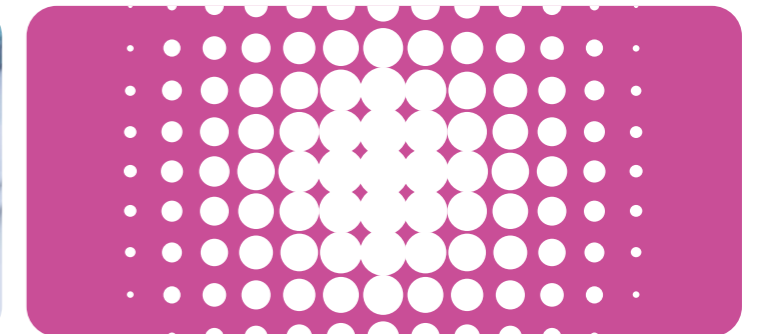



社団法人日本印刷産業機械工業会 会員会社の皆様へ



社団法人日本印刷産業機械工業会

[引受保険会社]
(引受幹事会社)
三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第七部 第一課
東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218
(引受非幹事会社)
株式会社損害保険ジャパン

この保険契約は、共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです(なお、各社の引受割合は加入者証にてご案内します。)

[取扱保険仲立人]
 **ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社**

東京本社 / 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-4-12
TEL:03-3273-6551 FAX:03-3273-6590
大阪支店 / 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-4-11
TEL:06-6222-7701 FAX:06-6222-7700
岡山支店 / 〒700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町10-20
TEL:086-222-2130 FAX:086-222-2195
福岡支店 / 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-3
TEL:092-292-5196 FAX:092-292-5197

ワールドインシュアランスグループにおける情報の共有と共同利用について
ワールドインシュアランスグループ*では、保険業法ならびに金融庁ガイドラインに基づき、お客さまの保険契約に関する情報等(以下「情報」)については、グループ各社で厳密に個別管理しておりますが、法令順守の徹底と顧客サービスの強化を実施するために、当グループ各社のいずれかとお取引のあるお客さまに関して当該お取引を通じて知り得た情報を、グループ各社において相互に提供し、共有し、利用させていただく場合があります。申込人(加入者)および被保険者は、上記の情報の相互提供についてご同意の上、ご加入ください。

*ワールドインシュアランスグループとは下記のとおりです。
ワールドインシュアランスホールディングス株式会社
ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社
ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社
URL:<http://www.worldins.co.jp/>

2011年2月作成

2011年度
平成23年度 団体賠償責任保険制度

平成23年度版

企業防衛のための団体賠償責任保険制度ご加入のおすすめ

国内CGL保険 [企業総合賠償責任保険]
国内PL保険 [国内生産物賠償責任保険]
海外PL保険 [輸出品生産物賠償責任保険]

新規加入・継続加入手続きのご案内

1. 保険期間 平成23年4月1日(金)から平成24年4月1日(日)まで1年間
2. 申込書類 国内CGL・国内PL保険の加入申込票
海外PL保険の加入申込票
3. 申込期限 平成23年3月4日(金)
4. 申込先 社団法人日本印刷産業機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階
TEL:03-3434-4661 FAX:03-3434-0301



社団法人日本印刷産業機械工業会
Japan Printing Machinery Association

[取扱保険仲立人]
ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社
東京都中央区日本橋本町1-4-12 TEL:03-3273-6551 FAX:03-3273-6590



ここが違う! 日本印刷産業機械 工業会の団体賠償責任保険制度

- 国内で販売された製品の欠陥に起因して、他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償する保険です。
- 任意契約(オプション)によりさらにワイドな補償が選べます。
- 日本国内で発生した事故であれば、訴訟地域を問わず補償します。

- 輸出製品の欠陥に起因して、他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償する保険です。
- 全世界どこで起きた事故でも補償します(日本を除きます。)
- 訴訟が根拠のないもの、間違っただけのものまたは不正なものであっても防御いたします。

- 国内CGL保険・国内PL保険・海外PL保険 共通
- **印刷物の不良**に対応!
- (不良製造品・加工品損害補償)

印刷機械の欠陥により、刷り上がった印刷物が不良品となったことによる損害賠償金も対象となります。



- 国内CGL保険(自動担保)・海外PL保険(自動担保)
- **最終完成品の損害**に対応!
- (不良完成品損害補償)

貴社の生産物が部品や原材料の場合、部品や原材料の欠陥によりそれらを組み込んだ完成品を損傷させたことによる損害賠償金も対象となります。



- 国内CGL保険(自動担保)・国内PL保険(オプション) 共通
- **納入機械自体の損害**に対応!
- 事故が発生し、納入した機械・部品などの製品自体が損傷した場合、その製品自体の修繕費・代替品費を補償します。



- 国内CGL保険・国内PL保険 共通オプション
- **納入機械の回収費用**にも対応!
- 事故が発生し、納入機械を回収しなければならなくなった場合に、回収した当該機械の輸送費用・破棄費用、社告費用、通信費用を補償します。



- 国内CGL保険・国内PL保険・海外PL保険 共通
- **製販協力会社のリスク**にも対応!
- (追加被保険者特約)



- 貴社の販売会社の誤説明により発生した損害も対象とできます。
- 貴社の製造協力会社の製品の欠陥により発生した損害も対象とできます。

国内CGL保険（企業総合賠償責任保険）

【国内CGL保険のあらまし】

国内CGL保険（企業総合賠償責任保険）は、

- ①製造・販売した製品または行った作業の結果の欠陥（PLリスク）
- ②製造した製品の納入・据付・修理・メンテナンス等の作業中のミス（作業リスク）
- ③製品のデモンストレーション中の事故（業務遂行上のリスク）
- ④自社工場・事務所等施設の欠陥（施設リスク）

により日本国内の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。企業を取り巻く賠償リスクはPLのみならず、昨今は幅広く多種多様になっております。そこで従来のPLリスクに加えて、PL以外の賠償リスクを包括的に補償する企業総合賠償責任保険を取り入れました。さまざまな賠償事故が発生した際の財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1 保険契約者、申込人および被保険者

保 険 契 約 者：社団法人日本印刷産業機械工業会

※この保険は、社団法人日本印刷産業機械工業会が保険契約者となる団体契約です。

申 込 人：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

記名被保険者：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

（この保険契約による補償を受けられる方）

追加被保険者：下記会社を追加被保険者とすることができます。

- ①国内の製造協力会社（記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。）
- ②国内の販売会社（記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。）
- ①②については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2 保険の内容

（1）PLリスク（国内PL保険）

下記製品および製品の据付等の作業の欠陥*により保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故

- ①被保険者が国内向けに製造・販売（輸入品を含みます。）する印刷産業機械（製版機械、印刷機械、製本機械など）および周辺・付属関連機器（以下「印刷産業機械等」といいます。）
- ②印刷産業機械等以外のその他の製品類について、本保険制度に含める製品（以下「認定製品」といいます）かどうか工業会および保険会社にて「認定」いたします。保険の対象になるかどうか不明な製品については工業会へお問い合わせください。また認定製品については製品の種類・危険度により割増保険料をいただく場合があります。
- ③被保険者が行う上記①②の製品の据付・修理・メンテナンス作業の結果による事故（以下「完成作業危険」といいます。）

※ただし、国内製造協力会社が製造し、被保険者を經由せずに販売された製品は保険の対象になりません。

（2）作業リスク（請負業者賠償責任保険）

被保険者が印刷産業機械等、認定製品を納入・据付・修理・メンテナンス等の作業の遂行に起因して保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な賠償事故。

- （例）印刷産業機械等を納入先の工場に搬入する際、フォークリフトの操作ミスにより壁を破損させた。
- ・印刷産業機械等と他人の機械とのジョイント作業の際に他人の機械を破損させた。
 - ・印刷産業機械等の修理中に被保険者従業員が装着されている機械の配線ミスにより火災が発生し、隣接の既設機械設備を焼失させた。

（3）業務遂行リスク（施設所有（管理）者賠償責任保険）

被保険者の占有を離れていない（引渡し前の）印刷産業機械等の欠陥*に起因して保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故。

- （例）自社施設内での研修・実演中に、印刷産業機械等の欠陥*により研修者を負傷させた。
- ・見本市に出展中、印刷産業機械等の欠陥*により来場者を負傷させた。

（4）施設リスク（施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険）

被保険者の所有・使用・管理する工場・事務所などの施設管理責任（施設の欠陥*）に起因して、保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故。

- （例）見学のため工場内に来社していたお客様が、床の油に滑って転倒してケガをした。
- ・自社のエレベーターで乗客がケガをし、管理責任を問われた。

※「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

3 保険金が支払われる主な場合

- ①法律上の損害賠償金（和解・示談も含みます。）
（身体障害の場合は治療費、慰謝料、休業損害等、財物損壊の場合は修理費等）
- ②裁判費用、弁護士費用等の争訟費用（開発危険の抗弁に要した費用を含みます。）
- ③被害者の護送または応急手当等の緊急措置に要した費用
- ④被害者が事故後180日以内に死亡または重度後遺障害を被った場合、および入院した場合の葬祭費用や治療費・見舞金等
- ⑤引受保険会社が妥当と認める範囲内の初期対応費用（事故発生現場の取片付け費用、事故原因の調査費用等）
- ⑥引受保険会社が妥当と認める範囲内の民事訴訟に対応するため被保険者が支出した各種社内的費用（訴訟対応書類の作成費用、事故再現実験費用等）
- ⑦人格権侵害による法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（名誉毀損、プライバシーの侵害等）
- ⑧全役員・従業員が記名被保険者の業務を遂行したことに起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（被保険者の範囲の拡大）
- ⑨広告宣伝活動による権利侵害により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（名誉毀損、商標侵害、著作権侵害等）
- ⑩当該生産物または仕事の目的物の損壊自体に対する損害（生産物または仕事の目的物の一部の欠陥による当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）
- ⑪財物損壊を伴わない使用不能損害
- ⑫損害の拡大防止・軽減に要した費用
- ⑬権利の保全・行使に要した費用
- ⑭引受保険会社による解決に協力するために要した費用

※上記④⑤⑥⑦⑨⑩⑪については、支払限度額の内枠払いでの限度額があります。限度額についてはP.6の表をご覧ください。

※上記については③緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

※保険金が支払われた場合、保険金の求償権は引受保険会社が代位取得します。

4 保険金が支払われない主な場合

- ①被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ②被保険者と第三者との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- ③被保険者の従業員、下請負人、その使用人が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
- ④被保険者の所有、使用、管理する財物に与えた損害
- ⑤戦争、暴動、労働争議、じんあい、騒音などに起因する損害賠償責任
- ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑦排水または排気に起因する損害賠償責任
- ⑧石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵の吸引・人体への摂取、石綿等の飛散もしくは石綿等への曝露などに起因する損害
- ⑨原子力反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑩航空機または自動車(構内専用のフォークリフトを除きます。)による損害賠償責任
- ⑪施設の新築、修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑫地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事故により発生した財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - (イ)土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊(滅失、き損または汚損)
 - (ロ)土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)・その収容物もしくは土地の損壊
 - (ハ)地下水の増減
- ⑬保険対象製品の回収、検査、修理、交換に要した費用(リコール費用、回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含みます。)
- ⑭保険対象製品または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる損害賠償責任
- ⑮対象生産物が不良品を製造したことによる賠償責任
- ⑯被保険者が放置・遺棄した機械・装置・資材に起因する損害賠償責任
- ⑰保険始期前にすでに発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた損害賠償責任
- ⑱被保険者が正当な理由なく生産物の回収を怠った場合に、その後生じた同一原因の事故に起因する損害賠償責任

など

※⑬の損害については「補償拡大のための特約(オプションS)」に加入することで、一定限度額までカバーされます。詳しくはP.7~8を参照ください。

5 保険金の支払基準

事故発生ベース(Occurrence basis)とします。保険金のお支払いは保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時を問いません。

6 保険期間

平成23年4月1日午後4時から平成24年4月1日午後4時までの1年間

7 保険適用地域

日本国内(日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。)

8 支払限度額(補償額)および最低保険料

身体障害・財物損壊共通、保険期間通算の支払限度額(Combined Single Limit=C.S.L)とします。追加被保険者がある場合、支払限度額はそれぞれに適用されることなく、追加被保険者との共有になります。希望される加入タイプを次の4つの型からご選択ください。

タイプ	支払限度額	最低保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	一律 102,000円 (オプションS付帯の場合) 一律 402,000円
II型	1事故/保険期間中通算 2億円	
III型	1事故/保険期間中通算 3億円	
IV型	1事故/保険期間中通算 5億円	

※上記以外の支払限度額をご希望の場合は、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社までご相談ください。

※P.4「3.お支払いする保険金」の④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪については下記金額を限度額としてお支払いいたします(いずれも基本契約の限度額の内枠払い)。

区分(P.4「3.お支払いする保険金」を参照)		支払限度額 (1名/1事故)	保険期間中通算 支払限度額
④被害者治療費等補償特約	被害者が死亡した場合	50万円	合算で 1,000万円
	被害者が重度後遺障害を被った場合 (被るおそれのある場合を含みます。)	50万円	
	被害者が入院した場合	10万円	
⑤初期対応費用補償特約	100万円	合算で500万円	
⑥訴訟対応費用補償特約	100万円		
⑦人格権侵害補償特約	100万円		
⑨広告宣伝活動による権利侵害補償	100万円		
⑩生産物自体の損害補償	500万円		
⑪使用不能損害拡張補償			

9 保険金支払い時における免責金額

なし

10 保険料算出の対象となる基準

把握可能な最近の会計年度過去1年間における、印刷産業機械等、認定製品の売上実績額(輸出は除きます。据付・修理・メンテナンス等の売上実績がある場合はそれを含みます。)をご申告ください。

※基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

※加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりませんが(ただし新製品についてはこの限りではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡ください。)。

11 基本保険料の目安

保険期間1年

タイプ	支払限度額	売上実績額	保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	8億円	158,200円
		12億円	201,350円
II型	1事故/保険期間中通算 2億円	15億円	290,020円
		30億円	464,950円
III型	1事故/保険期間中通算 3億円	50億円	649,570円
		70億円	785,230円
IV型	1事故/保険期間中通算 5億円	100億円	1,091,400円
		150億円	1,382,100円

「国内CGL・国内PL保険見積依頼書」をワールドインシュアランスブローカーズ株式会社宛にFAXにてお送りください。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送いたします。

12 追加被保険者

PLリスク 貴社製品を製造する①国内の製造協力会社や、貴社製品を販売する②国内の販売会社を被保険者に追加することができます。

①については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。

②については、記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。

追加被保険者については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。また、追加被保険者を加えた場合、保険の支払限度額はそれぞれに適用されることなく、記名被保険者と追加被保険者との共有になりますのでご注意ください。

割増保険料 ①製造協力会社を追加する場合 基本保険料の10%増
②販売会社を追加する場合 基本保険料の5%増

※記名被保険者の作業(作業リスク)を行う下請人はすべて自動的に追加被保険者となります。

13 補償拡大のための特約 (任意加入オプション)

オプションS「回収費用カバー」初期対応費用補償特約(拡張補償版)

(1)内容

PL事故により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、事故の原因となった当該同製造工程から生産された印刷産業機械等の回収措置に要する費用。

「回収等に要する費用」とは、記名被保険者が負担した次に掲げる費用をいい、回収等が開始された日から1年以内に生じた費用に限ります。

- ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用
- ②回収する生産物または代替品の輸送費用
- ③回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に賃借する倉庫または施設の賃借費用
- ④回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑤回収等の実施により生じる交通費、出張費および宿泊費
- ⑥生産物の廃棄費用

(注)保険金のお支払いにあたっては引受保険会社の承認が必要となります。ただし生産物特別約款第7条(保険金を支払わない場合—その3—)に規定する損害が発生した場合には、保険金を支払いません。

また、引受保険会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1)回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、通常要する額以上に要した費用
- (2)回収等を行う生産物の修理、交換もしくは再製造に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
- (3)回収等に伴い、当該生産物の対価として返還する額
- (4)生産物の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用

(2)支払限度額

前記特約共通で1事故・保険期間中通算1,000万円です(基本契約の限度額の内枠払いとなります。免責10万円)。

※縮小支払割合適用：すべての損害に対し、90%とします。支払保険金の額は、次のとおりとなります。

$$\text{支払保険金の額} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小支払割合}$$

(3)追加保険料

売上高より算出いたしますので別途ご案内いたします。

※見積依頼書のオプションS「回収費用カバー」に○印を付けてください。

【ご参考】オプションS 特約保険料目安

売上高	5億円	10億円	20億円	50億円
特約保険料	300,000円	300,000円	300,000円	448,800円

(注)P.6「8.支払限度額および最低保険料」でも記載しておりますが、オプションSを付帯した場合、基本保険料と合算した最低保険料は300,000円となります。

14 保険料のお支払い

1回払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。この保険は団体契約のため1社でもお支払いが遅れますと、他の加入会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

15 保険約款および特約

- 賠償責任保険普通保険約款
- 賠償責任保険追加特約
- 生産物特別約款
- 請負業者特別約款
- 不良完成品損害補償特約
- 不良製造品・加工品損害補償特約
- 共通支払限度額特約
- 追加被保険者特約
- 施設所有(管理)者特別約款
- 交差責任補償特約C
- 漏水補償特約(施設用)
- 保険料確定特約
- 共同保険に関する特約
- 包括契約特約⑦
- 昇降機特別約款
- 管理財物損壊補償特約

(オプションS)

- 初期対応費用補償特約(拡張補償版)

- 企業総合賠償責任保険特約(社団法人日本印刷産業機械工業会用)
被保険者治療費等補償/人格権侵害補償/訴訟対応費用補償/生産物自体の補償に関する条項/
被保険者の範囲に関する条項/使用不能損害拡張補償/初期対応費用補償

16 その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。

保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

請負工事の事故についてのみ補償を希望される場合は、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社にご相談ください。

国内PL保険（国内生産物賠償責任保険）

【国内PL保険のあらまし】

国内PL保険（国内生産物賠償責任保険）は、製造・販売した製品または行った作業の結果の欠陥により、日本国内の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1 保険契約者、申込人および被保険者

保険契約者：社団法人日本印刷産業機械工業会

※この保険は、社団法人日本印刷産業機械工業会が保険契約者となる団体契約です。

申込人：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

記名被保険者：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

（この保険契約による補償を受けられる方）

追加被保険者：下記会社を追加被保険者とすることができます。

- ①国内の製造協力会社（記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。）
- ②国内の販売会社（記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。）
- ①②については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2 保険の対象となる製品ならびに作業（完成作業危険）

下記製品および製品の据付等の作業の欠陥*により保険期間中に発生した被保険者以外の他人に対する偶然な事故

①被保険者が国内向けに製造・販売（輸入品を含みます。）する印刷産業機械（製版機械、印刷機械、製本機械など）および周辺・付属関連機器（以下「印刷産業機械等」といいます。）

②被保険者が行う上記①の製品の据付・修理・メンテナンス作業の結果による事故（作業中のリスクは保険対象外となります。）

3 保険金が支払われる主な場合

- ①法律上の損害賠償金（身体障害の場合は治療費・慰謝料・休業損害、財物損壊の場合は修理費等）
- ②引受保険会社が同意した訴訟について生じた裁判費用・弁護士費用等の争訟費用（開発危険の抗弁に要した費用を含みます。）
- ③被害者の護送または応急手当等の緊急措置に要した費用
- ④損害の拡大防止・軽減に要した費用
- ⑤権利の保全・行使に要した費用
- ⑥引受保険会社による解決に協力するために要した費用

※上記については③緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

※保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位取得します。

4 保険金が支払われない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ②他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- ③被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
- ④被保険者の所有、使用または管理する財物に与えた損害
- ⑤戦争、暴動、労働争議などに起因する損害賠償責任
- ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑦排水または排気に起因する損害賠償責任
- ⑧原子力反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑨保険対象製品の回収、廃棄、検査、修理、交換に要した費用（いわゆるリコール費用、回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含みます。）
- ⑩保険対象製品または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる損害賠償責任
- ⑪被保険者が放置・遺棄した機械・装置・資材に起因する損害賠償責任
- ⑫石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵の吸引・人体への摂取、石綿等の飛散もしくは石綿等への曝露などに起因する損害
- ⑬保険始期前にすでに発生していた事故と同一の事故により保険期間開始後に生じた事故
- ⑭被保険者が正当な理由なく生産物の回収を怠った場合に、その後生じた同一原因の事故に起因する損害賠償責任
- ⑮当該生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部の欠陥による当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害
- ⑯財物損壊を伴わない使用不能損害
- ⑰名誉毀損などによる人格権侵害
- ⑱被保険者の役員・従業員が直接損害賠償訴訟を提起された場合
- ⑲対人事故発生時の初期段階（貴社製品が原因と特定される以前）での被害者への治療費用（応急手当費用を除きます。）や見舞金

※上記⑮⑯⑰⑱は「補償拡大のための特約（オプション1または2）」に加入することで、一定限度額までカバーされます。詳しくはP.12～13を参照ください。

※上記⑨は「補償拡大のための特約（オプションS）」に加入することで、一定限度額までカバーされます。詳しくはP.13を参照ください。

5 保険金の支払基準

事故発生ベース（Occurrence basis）とします。保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時を問いません。

6 保険期間

平成23年4月1日午後4時から平成24年4月1日午後4時までの1年間

7 保険適用地域

日本国内（日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。）

8 支払限度額(補償額)および最低保険料

身体障害・財物損壊共通、保険期間通算の限度額(Combined Single Limit=C.S.L.)とします。追加被保険者がいる場合、支払限度額は被保険者との共有となります。

タイプ	支払限度額	最低保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	一律 60,000円
II型	1事故/保険期間中通算 2億円	
III型	1事故/保険期間中通算 3億円	
IV型	1事故/保険期間中通算 5億円	

上記以外の支払限度額をご希望の場合は、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社までご相談ください。

9 保険金支払い時における免責金額

なし

10 保険料算出の基礎

把握可能な最近の会計年度過去1年間における、印刷産業機械等、認定製品の売上実績額(輸出実績額は除きます。据付・修理・メンテナンス等の売上実績がある場合はそれを含みます。)をご申告ください。

※基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

※加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりません(ただし新製品についてはこの限りではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡ください。)

11 基本保険料の目安

保険期間1年

タイプ	支払限度額	売上実績額	保険料
I型	1事故/保険期間中通算 1億円	8億円	93,060円
		12億円	118,440円
II型	1事故/保険期間中通算 2億円	15億円	170,600円
		30億円	273,500円
III型	1事故/保険期間中通算 3億円	50億円	382,100円
		70億円	461,900円
IV型	1事故/保険期間中通算 5億円	100億円	642,000円
		200億円	984,000円

「国内CGL・国内PL保険見積依頼書」をワールドインシュアランスブローカーズ株式会社宛にFAXにてお送りください。見積依頼書のご記入内容に添って見積書を作成し返送いたします。

12 追加被保険者

日本国内の製造協力会社および販売会社を追加被保険者とする場合

①製造協力会社を追加する場合……基本保険料の10%増

②販売会社を追加する場合……基本保険料の5%増

13 補償拡大のための特約 (任意加入オプション)

基本契約の補償範囲を拡大するための特約です。

オプション1「民事訴訟法対応カバー」

(1)内容

平成10年から改正施行された新民事訴訟法や司法改革、消費者の安全意識の高まりによりPL訴訟の提起の可能性が増大しております。そのために発生する諸費用を補償する特約です。保険金のお支払いにあたっては保険会社の承認が必要となります。

a 被害者治療費等補償特約

事故が発生した場合、責任の有無が十分に判明しない段階でもメーカーとして被害者への治療費や見舞金などの負担を支払わざるを得ないケースがあります。事故日から180日以内の入院や重度後遺障害を被った場合あるいは死亡した場合に、その治療費や葬儀費用、見舞金を支払限度額を限度にお支払いします。

(事例)・機械から発生した事故において、ユーザーの従業員が重度の障害を負い入院した。その時点では未だ事故原因が機械の欠陥によるものとは特定できていなかったが、被害者へのお見舞金や入院費用について負担した。

b 訴訟対応費用補償特約

訴訟に発展した場合の訴訟対応費用について、保険会社の承認を得て負担することによって被る損害を補償します。

(事例)・訴訟対応に要した従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用等、訴訟対応書類の作成費用

c 人格権侵害補償特約

第三者に対して不当な身体の拘束による自由の侵害もしくは名誉毀損、または口頭・文書・図面もしくは映像その他これらに起因する表示行為による名誉毀損、もしくはプライバシーの侵害を行ったことに起因して賠償責任を負うことによる損害をカバーします。

(事例)・PL事故に際して、その原因があたかも被害者であるユーザー企業の技術の稚拙のせいにするような誹謗中傷を宣伝し、名誉毀損で訴えられ損害賠償責任が生じた。

d 初期対応費用補償特約

事故が発生した場合、責任の有無が十分に判明しない段階であっても発生する費用について、保険会社の承認を得て負担することによって被る損害を補償します。

(対象)・事故現場の保存費用、現場の取付けに要する費用、事故状況の調査・記録費用(写真撮影費用)、社員を事故現場に派遣した交通費・宿泊費

e 被保険者の範囲に関する特約(全役職員への損害賠償に備える特約)

企業とともに役員や従業員が提訴された場合に備え、全役職員を追加被保険者として保険でカバーします。

(事例)・機械の欠陥から発生したPL事故について、機械メーカー(法人)とともに製造に対して責任ある立場にあった工場長(個人)も提訴された。

(2)お支払いできない主な場合

①保険金を受け取るべきもの(被害者を含みます。)の故意、闘争行為、心身喪失、生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子による行為(a被害者治療費等補償特約について)

②被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外のものによって行われた広告宣伝・放送・出版活動に起因する賠償責任(c人格権侵害補償特約について)

③被保険者によって、または被保険者の了解または同意に基づいて被保険者以外のものによって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 など

(3)支払限度額

特約	区分	支払限度額 (1名/1事故)	保険期間中通算 支払限度額
a 被害者治療費等補償特約	被害者が死亡した場合	50万円	合算で1,000万円
	被害者が重度後遺障害を被った場合 (被るおそれのある場合を含みます。)	50万円	
	被害者が入院した場合	10万円	
b 訴訟対応費用補償特約		100万円	
c 人格権侵害補償特約		100万円	
d 初期対応費用補償特約		100万円	
e 被保険者の範囲に関する特約		基本契約と同額	基本契約と同額

(4)追加保険料

a b c d eセットで基本保険料の20%増

オプション2「PL法対応カバー」 ※下記2点セットのオプションです。**(1)内容****a 生産物自体の損害に関する特約**

PL事故により第三者への身体障害もしくは財物損壊が発生し、かつ事故を起こした機械自体の損害額(修理・交換費)を賠償請求された場合、支払限度額の範囲内で保険金をお支払いいたします。

※損害が当該機械のみで、他に損害が発生していない場合は対象になりません。

(事例)印刷機械の欠陥から火災が発生し、ユーザーの会社建物を焼失させた事故で、メーカーは建物の損害賠償とともに、印刷機械自体の損害についても賠償請求を受けた。

b 使用不能損害拡張補償特約(財物損壊を伴わない使用不能損害を補償する特約)

印刷機械等の欠陥による事故で、ユーザーの財物に物理的損害は発生していないものの、生産ラインを止めるなどして、営業利益の減少に伴う損害賠償請求を受けた。

(事例)印刷機械の欠陥による事故で突然停止した。周囲の工場設備などには全く損害を与えなかったが、当該印刷機械を含んだ生産ラインが一時的停止を余儀なくされ、営業損失が生じたとして機械メーカーが損害賠償請求を受けた。

(2)支払限度額

上記2特約共通で1事故・保険期間中通算500万円です。基本契約の限度額の内枠払いとなります。

(3)追加保険料

上記2特約セットで基本保険料の50%増

オプションS「回収費用カバー」 初期対応費用補償特約(拡張補償版)**(1)内容**

PL事故により他人の身体障害もしくは財物損壊が発生し、事故の原因となった当該同製造工程から生産された印刷産業機械等の回収措置に要する費用。

「回収等に要する費用」とは、記名被保険者が負担した次に掲げる費用をいい、回収等が開始された日から1年以内に生じた費用に限ります。

- ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用
- ②回収する生産物または代替品の輸送費用
- ③回収した生産物の一時的な保管を目的として臨時に賃借する倉庫または施設の賃借費用
- ④回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑤回収等の実施により生じる交通費、出張費および宿泊費
- ⑥生産物の廃棄費用

(注)保険金のお支払いにあたっては保険会社の承認が必要となります。ただし生産物特別約款第7条(保険金を支払わない場合—その3—)に規定する損害が発生した場合には、保険金を支払いません。

当会社は、直接であると間接であると問わず、次の各号に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1)回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、通常要する額以上に要した費用
- (2)回収等を行う生産物の修理、交換もしくは再製造に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
- (3)回収等に伴い、当該生産物の対価として返還する額
- (4)生産物の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用

(2)支払限度額

上記特約共通で1事故・保険期間中通算1,000万円です(基本契約の限度額の内枠払いとなります。免責10万円)。

※縮小支払割合適用：すべての損害に対し、90%とします。支払保険金の額は、次のとおりとなります。

$$\text{支払保険金の額} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小支払割合}$$

(3)追加保険料

売上高より算出いたしますので別途ご案内いたします。

※見積依頼書のオプションS「回収費用カバー」に○印を付けてください。

【ご参考】オプションS 特約保険料目安

売上高	5億円	10億円	20億円	50億円
特約保険料	300,000円	300,000円	300,000円	448,800円

(注)P.6「8.支払限度額および最低保険料」でも記載しておりますが、オプションSを付帯した場合、基本保険料と合算した最低保険料は300,000円となります。

14 保険料のお支払い

1回払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。この保険は団体契約のため1社でもお支払いが遅れますと、他の加入会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

15 適用約款および特約

(基本契約)

- 賠償責任保険普通保険約款
- 賠償責任保険追加特約
- 生産物特別約款
- 不良完成品損害補償特約
- 不良製造品・加工品損害補償特約
- 保険料確定特約
- 共通支払限度額特約
- 追加被保険者特約
- 共同保険に関する特約
- 引渡前の事故補償特約

(オプション1)

- 被害者治療費等補償特約
- 初期対応費用補償特約
- 訴訟対応費用補償特約
- 人格権侵害補償特約
- 被保険者の範囲に関する特約

(オプション2)

- 生産物自体の補償に関する特約
- 使用不能損害拡張補償特約

(オプションS)

- 初期対応費用補償特約(拡張補償版)

16 その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

【海外PL保険のあらまし】

海外PL保険(輸出品生産物賠償責任保険)は、直接または間接に輸出した製品の欠陥または行った作業の結果の欠陥により、海外の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険であると同時に、それらの事故が製品の欠陥によるものではないにもかかわらず、言いがかり的に損害賠償を請求された場合の責任を回避して訴えを退けるための防衛手段となる保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

1 保険契約者、申込人および被保険者

保険契約者：社団法人日本印刷産業機械工業会

※この保険は、社団法人日本印刷産業機械工業会が保険契約者となる団体契約です。

申込人：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

記名被保険者：社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。

(この保険契約による補償を受けられる方)

追加被保険者：下記会社を追加被保険者とすることができます。

- ①会員会社が50%以上出資している国内外の販売会社(割増なし)
- ②会員会社の出資比率が50%未満もしくは出資がない国内外の販売会社
- ③日本国内の製造協力会社
- ①②については、会員会社の製造した対象製品を販売することによって生じた損害のみ対象となります。
- ②③については、基本保険料の5%~20%までの割増保険料により被保険者に含めることができます。
- ①については割増なしで含められます。
- ①②③については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

2 保険の対象となる製品ならびに作業 (完成作業危険)

- ①被保険者が製造・販売する輸出向け印刷産業機械および付属関連機器とし、その他の機械類については、工業会にて認定することとなります。製品で印刷産業機械類以外の機械類を保険の対象になるか否か不明な製品については工業会までお問い合わせください。
- ②上記①に該当する中古機械製品
- ③上記①、②の製品には、OEM製品、当制度加入以前に既に輸出した製品を含みます。被保険者が行う保険対象製品の据付・修理・調整・メンテナンス等による作業の結果に起因する事故

3 保険金が支払われる主な場合

被保険者が製造または仕入れて、海外に輸出された保険対象製品に起因して、偶然な事故が発生し他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損したために生じた法律上(和解・示談を含みます。)の賠償責任を負担することによって被る下記の損害について保険金をお支払いします。

- ①法律上の賠償責任を負うことによって、被害者に支払うべき損害賠償金
- ②争訟解決のための費用
 - (イ)裁判または損害賠償請求のために要した費用。例えば裁判費用、弁護士報酬、示談解決の費用等
 - (ロ)裁判で要求されるボンドの保証料
 - (ハ)訴訟の調査、防衛のため引受保険会社に協力することにより被保険者が負担した費用で、引受保険会社が妥当と認める費用、交通費・通信費、1日25ドルまでの収入補償
- ③身体障害事故が発生した場合の応急手当費用

※上記①②③の損害賠償金および諸費用については、すべて支払限度額の内枠払いとなります。

※保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位取得します。

4 保険金が支払われない主な場合

- ①戦争、侵略、内戦、暴動、テロリズム等に起因する賠償責任
- ②被保険者が製造、販売した保険対象製品自体または被保険者が行った仕事の目的物自体の財物損壊
- ③被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
- ④リコール措置(回収・交換・検査・修理等)に要した費用、およびこれに起因する賠償責任
- ⑤契約により加重された賠償責任
- ⑥懲罰的賠償責任、罰金、違約金
- ⑦原子力危険に起因する損害
- ⑧アスベスト(石綿)に起因する賠償責任
- ⑨地震・噴火・津波等の危険に起因する損害
- ⑩履行遅延、不完全履行、または性能、水準等の不足・不適に起因する賠償責任
- ⑪日付認識エラーによる損害
- ⑫労働者災害補償法、失業保険法もしくは身体障害福祉法またはこれに類した法律によって課せられた責任
- ⑬汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害および汚染物質の除去、処理、解毒または中和に要する費用 など

5 保険金の支払基準

損害賠償請求ベース(Claims made basis)とします。損害賠償請求の原因である身体障害または財物損壊が遡及日*(Retroactive Date：最初に加入された海外PL保険の始期日)以降に発生したもので、保険期間内に被保険者(記名被保険者・追加被保険者)が損害賠償請求された場合に限り、保険金支払の対象となります。

※遡及日について

遡及日(Retroactive Date)は、最初に加入した保険の開始日となります。この日以降に生じた事故を保険の対象とするものですが、保険会社を変更したり保険契約を更新しなかった場合などは、再加入した日が遡及日となります。保険会社を変更する場合には遡及日を遡るための割増保険料が必要となる場合がありますのでご相談ください。

6 保険期間

平成23年4月1日午前0時1分から平成24年4月1日午前0時1分までの1年間

7 保険適用地域

A地区：日本を除く全世界

B地区：日本・アメリカ合衆国(信託統治国を含む)・カナダを除く全世界

C地区：日本・アメリカ合衆国(信託統治国を含む)・カナダ・欧州・豪州を除く全世界

上記A、B、C地区より選択できます。なお、B地区およびC地区を選択した場合B地区およびC地区以外の地域で起こったPL事故は、保険適用外となりますのでご注意ください。例えば、アジアにしか輸出を行っていない会員会社がC地区を選択した場合、もしも自社製品の中古品がアメリカに転売された後、PL事故が発生しても保険適用外となります。また過去にアメリカに輸出したものの、現在はアジアにだけしか輸出していないためC地区を選択した場合、過去の製品による事故がアメリカで発生しても、保険適用外となります。

各地域の範囲については下記となります(外務省の区分基準によります。)

北米	アメリカ合衆国(信託統治国を含みます。)、カナダ
欧州 (旧ソ連が含まれます。)	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
豪州	オーストラリア、ニュージーランド
その他	上記以外(アジア、アフリカ、中南米諸国、太平洋の諸島国が該当)

8 支払限度額 (補償限度額)

身体障害事故・財物損壊事故共通の限度額(Combined Single Limit=C.S.L.)とします。
加入タイプは以下のとおりです。

加入タイプ	I型	II型	III型	IV型
支払限度額	US\$100万	US\$200万	US\$300万	US\$500万

注意：不良完成品損害補償特約
不良製造品・加工品損害補償特約の支払限度額は主契約と同額、またはUS\$300万のいずれか低い金額となります。

9 保険金支払時における免責金額

なし

10 保険料算出の基礎

保険料 = 輸出実績額 × 適用保険料率

輸出実績額は、保険の対象となるすべての製品の平成22年1月1日から平成22年12月31日の輸出実績といたします。上記以外の期間とする場合は、把握可能な直近の会計年度1年間の実績によることもできます(加入申込票に記入ください。)。その場合は次年度以降も同様の会計年度基準となります。新規に輸出を開始し過去の実績がない場合に限り、輸出見込額に基づき算出いたします。保険期間終了後に輸出実績額に基づき確定精算を行います。

基準となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。

11 補償拡大のための特約 (任意加入オプション)

海外据付・メンテナンス作業中の賠償事故補償

(1) 内容

海外で直接記名被保険者(会員会社)が行う所管機械等の組立・設置、修理、メンテナンス作業中に偶然な事故が発生し他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損したために生じた法律上(和解・示談を含みます。))の賠償責任を負担することによって記名被保険者(会員会社)が被る損害についても保険金をお支払いします。お支払いする保険金(賠償金および費用)の内容はP.15の「3お支払いする保険金」と同じ内容です。

※「直接記名被保険者が行う所管機械等の組立・設置、修理、メンテナンス作業」とは、記名被保険者の役職員が海外に出張して直接行う作業をいい、SV=スーパーバイジング契約による工事を含まず、追加被保険者が行う作業については対象としておりませんのでご注意ください。

対象となる作業と対象とならない作業

実施者	内容	海外で直接行う作業	SV契約により、海外で責任を負う作業	他の作業請負人の下請として行う作業
記名被保険者(会員会社)		○	契約の範囲内の作業については○	工事全体は× ただし、会員会社の責任部分については○
追加被保険者・国内販売会社		×	×	×
追加被保険者・海外販売会社や 会員会社の海外子会社		×	×	×

(2) 支払限度額、特約保険料

支払限度額 海外PL保険の支払限度額と共有します。

割増保険料 個別にご案内いたします。「海外PL保険(輸出品生産物賠償責任保険)保険料算出依頼書」に必要事項をご記入の上、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社宛にFAXにてお送りください。

12 保険料のお支払い

2分割払いとします。事前に保険料支払いのご案内を工業会から送付させていただきますので、期日までにお支払いください。この保険は団体契約のため1社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社にご迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

13 適用約款および特約

- General Liability Policy Standard Provision (一般賠償責任保険普通保険約款)
- Comprehensive General Liability Insurance Coverage Part (総合賠償責任保険特別約款)
※任意加入オプションをお申込みの場合に適用
- Additional Insured Endorsement (追加被保険者特約)
- Additional Insured Endorsement (Vendors-Limited Form) (追加被保険者特約・販売人—リミテッドフォーム)
- Claims Made Basis Endorsement (損害賠償請求ベース特約)
- Combined Single Limit Endorsement (共通支払限度額特約)
- Ultimate Net Loss Clause (最終正味損害額支払特約)
- Punitive Damages Exclusion / Earthquake Exclusion / Professional Services Exclusion
(懲罰的賠償額・地震損害・職業危険補償対象外特約)
- Asbestos Exclusion (アスベスト補償対象外特約)
- Nuclear Energy Liability Exclusion (Worldwide Form) (原子力損害免責特約)
- Pollution Exclusion Endorsement (Worldwide Form) (環境汚染危険免責)
- Flat Premium Endorsement (保険料確定特約)
- Sistership Exclusion (回収費用補償対象外特約)
- Business Risk Exclusion (性能保証免責特約)
- Installment Premium Endorsement (保険料分割払特約)
- Collective Insurance Clause (共同保険に関する特約)
- Date Information Recognition Exclusion (日付認識エラー補償対象外特約)
- Minimum Premium Endorsement (最低保険料に関する特約)
- Policy Territory Endorsement (適用地域に関する特約)
- Scope of Vendors (販売人の定義に関して)
- War or Terrorism Exclusion (戦争・テロに起因する損害免責)
- Jurisdiction Endorsement (管轄裁判所特約)
- Extended coverage for Manufactured Product Liability (製造品・加工品損害に関する追加特約)
- Extended coverage for Final Product Liability (完成品損害に関する追加特約)

14 その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。
保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

保険金支払いの基準について

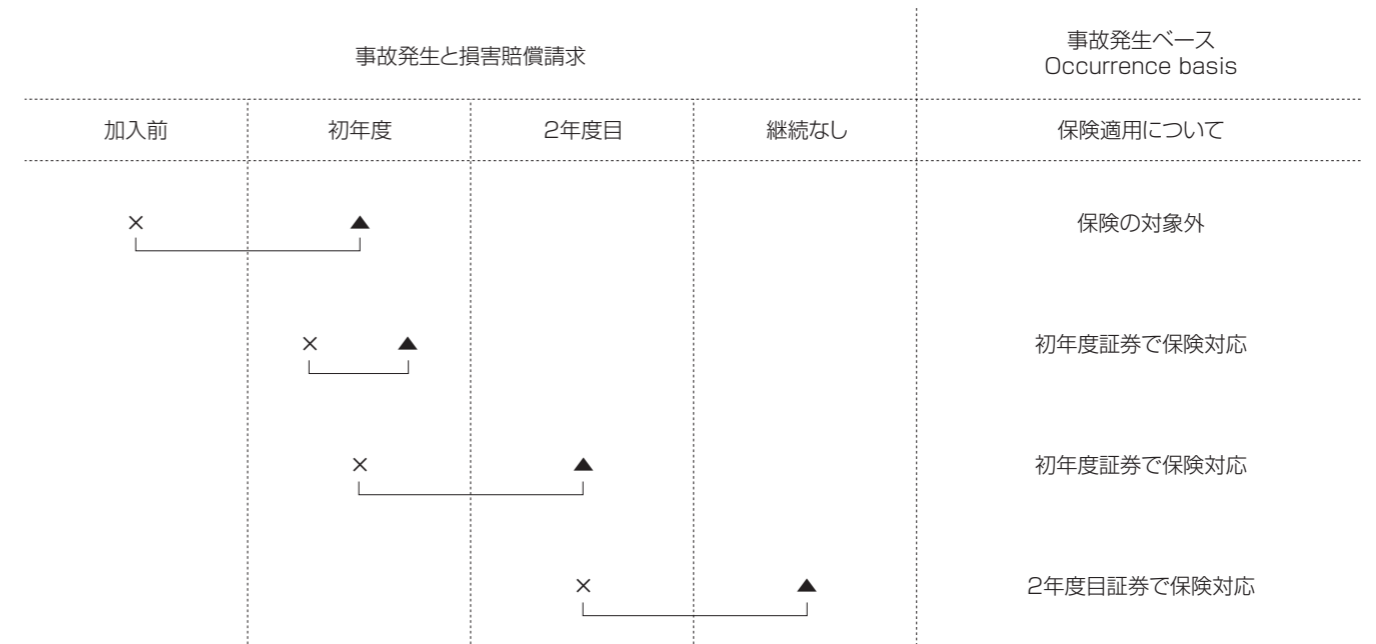
補償制度概要一覧表

保険契約者	社団法人 日本印刷産業機械工業会	
被保険者	記名被保険者	申込みされた各会員会社
	追加被保険者	会員会社へ製品を納入する製造協力会社 会員会社の製品を販売する販売会社
保険期間	平成23年4月1日～平成24年4月1日	

賠償リスクの種類	対象地域	国内		海外
		国内CGL保険 (総合タイプ)	国内PL保険 (PL限定タイプ)	海外PL保険
製造からメンテナンスに至る製品の流れ	自社の工場や事務所などの施設設備(昇降機を含みます。)によって生じた賠償事故(施設リスク)	○	×	×
	引き渡し前の製品によって生じた賠償事故	○	○	×
	製品の組立、設置、メンテナンス作業中の賠償事故(請負作業リスク)	○	×	オプション海外据付・メンテナンス作業中 事故補償で○
	引き渡した製品による賠償事故(PLリスク)	○	○	○
	他に損害が発生した場合に同時に生じた引き渡した製品自体の損害(PLリスク itself)	○	オプション2 PL法対応特約で○	×
	他に損害の発生がない引き渡した製品のみ損害	×	×	×
	上記の場合で他の機械設備を使用不能にした場合の休業損害(loss of use)	○	オプション2 PL法対応特約で○	○
	製品の設置や修理、メンテナンス作業の結果による賠償事故(完成作業危険)	○	○	○
	賠償事故発生時の対応費用や被害者への見舞金品の費用	○	オプション1 民事訴訟法 対応特約で○	×
	訴訟時の弁護士費用	○ (支払限度額の外枠払い)	○ (支払限度額の外枠払い)	○ (支払限度額の内枠払い)
	他に損害が発生した場合、同時に生じた引き渡した製品と当該同製造工程から生産された機械の回収費用	オプションSで 対応○	オプションSで 対応○	×

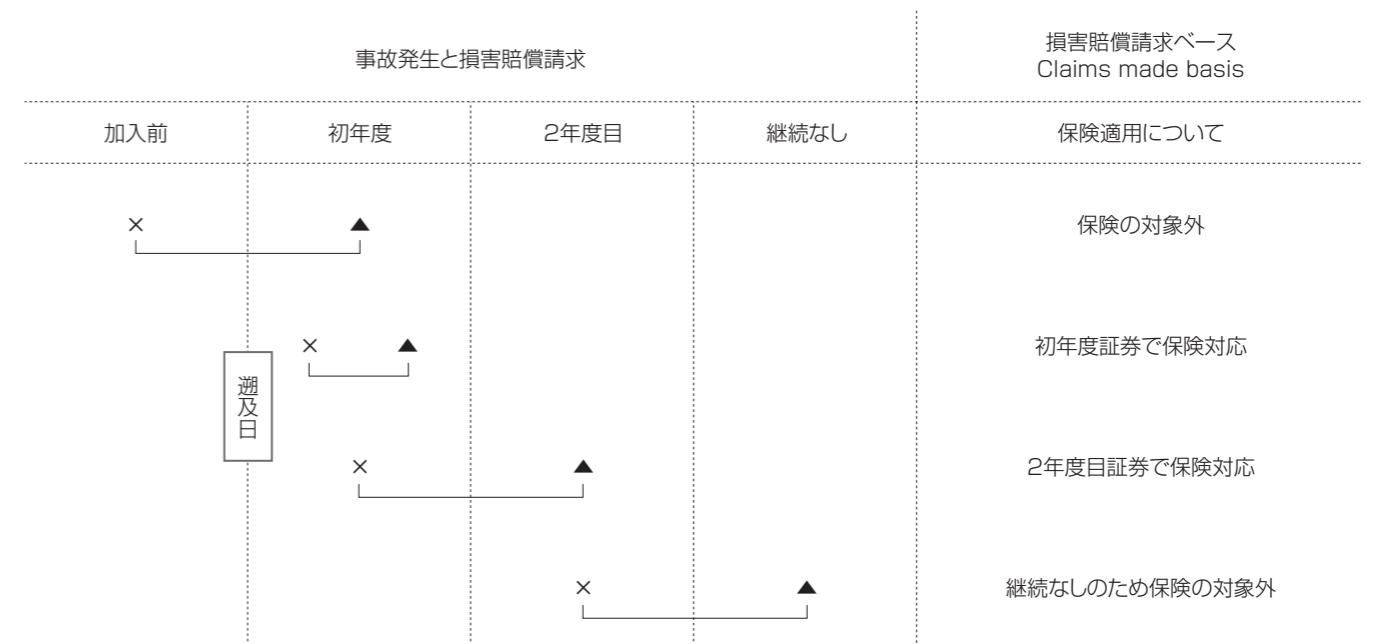
上記は保険制度の内容をわかりやすくするため表にしたものです。表中の○は補償の対象となるもの、×は補償の対象とならないものを示しています。詳しくはパンフレットの本文をご覧ください。実際の事故時には個々の原因・状況に応じて判断されます。また、ご不明な点については、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社各担当者までお問い合わせください。

国内PL保険 事故発生ベース



×：事故の発生(第三者の身体障害・財物損壊の発生)
▲：損害賠償請求(被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

海外PL保険 損害賠償請求ベース



×：事故の発生(第三者の身体障害・財物損壊の発生)
▲：損害賠償請求(被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

クレームを受けた際の対応について

国内の事故

事故が発生した際には、次の手順で保険金請求手続きを行います。引受保険会社およびワールドインシュアランスブローカーズは直接示談交渉ならびに訴訟手続きを行うことは法律上できませんが、相談しながら手続きをすすめていくこととなります。

① 事故の報告

事故が発生した場合には、ただちに次の項目について引受保険会社へ連絡してください。同時に被害物件の写真や現物の保存をお願いします。
(イ)事故発生の日時・場所 (ロ)被害者の住所・氏名および被害物件 (ハ)事故の原因・状況等
事故の円満な解決のために、引受保険会社およびワールドインシュアランスブローカーズより適切なアドバイスをいたします。

② 事故の解決

事故の解決にあたって最終的に被害者との間の協議(示談)においては、示談内容、金額については必ず保険会社の事前の了解を得てください。

③ 保険金請求の手続き

保険金請求は、保険金請求書兼事故状況説明書(被保険者の記名捺印が必要)とともに、次のような書類をそろえて、取扱保険仲立人または引受保険会社へご提出いただくこととなります。

【共通】

(イ)示談書 (ロ)示談金領収書 (ハ)事故証明書 (ニ)事故原因立証書類・資料 (ホ)写真(損害・製品)

【身体障害賠償の場合】

(イ)診断書 (ロ)(死亡の場合のみ)死亡診断書あるいは死体検案書 (ハ)(死亡の場合のみ)除籍謄本(抄本)
(ニ)治療費明細書 (ホ)休業証明書 (ヘ)収入を証明する書類(源泉徴収票写など) など

【財物損害賠償の場合】

(イ)損害明細書 (ロ)裏付けの立証資料 など

海外の事故

海外での事故は国内の事故とは異なり、それぞれの地域の特性に応じた対応が必要となります。特にアメリカにおいては事あるごとに訴訟提起という傾向が極めて強く、最初のスピーディーかつ適切な対応が、その後の事故のなりゆき、賠償金の額等を大きく左右します。

① 関係者への通知と応訴手配

クレームを受けた後、現地での必要な要因の手配(弁護士の選任等)をはじめ応訴手続きは引受保険会社が行いますので、引受保険会社に迅速に連絡をいただくことが大切です。同時に社内での関連部署にクレームの発生を通知し、以後の対応について事前準備を行えるようにしておくことが重要です。

② 関連情報の収集

クレームが届いた際、その書面・訴状のみならず、その事故に関連するすべての情報を収集しておくことが重要です。法規部門のみならず技術部門・製造部門等すべての部門に何らかの情報が入っていないかどうかの確認も重要です。

③ 対応体制の確認

引受保険会社において応訴手続きを行います。PLクレーム処理そのものが単に保険会社のみならず、当事者の多大な労力を要するものですので、社内における対応体制を関係者の間で確認しておくことが必要です。

④ 初期対応以降における展開のフォロー

- 具体的な初期対応例1(訴訟ではなくクレームレターのためのケース)
保険会社(またはその代理人)よりクレームを出してきた相手方(クレイマント)に対して、まず受け取ったことを確認するとともに、製品・事故内容についての詳細な情報を求める書状を出状します。また、同時に調査会社を使って現地へ行かせ、目撃者の証言や警察、労働基準監督署のレポートなどの情報を入手する等周辺調査を開始します。
- 具体的な初期対応例2(訴訟ではあるがたいへん些少なクレーム)
必ずしも弁護士をすぐに用意はせず、保険会社が原告代理人に連絡した後、出廷期間を延期させると同時に和解・示談の可能性を探ります。
- 具体的な初期対応例3(かなり本格的な訴訟)
早急に必要な専門弁護士を選任した上で出廷し法的防御を開始します。まず、訴状の送達の適法性、ならびに現地ではたして裁判を受けねばならないのか否か(裁判管轄権)などの法的手続きの技術面の検討があり、専門弁護士の意見をもとにすすめていくこととなります。

初期対応以降の展開は、大筋は共通ですが部分的にはケースバイケースです。第一線で応訴していくところにはもちろん情報は多くなりますが、そのすべての情報が誰にでも必要といったものではなく、法技術的なものは弁護士判断で良いところも多くあります。当事者にとって必要な情報、保険会社にとって必要な情報など各々異なることもあり得ます。どのようにクレーム管理を行っていくかについては初期段階に当事者間で意思確認を行います。

この書面では賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約(特約約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款および特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、引受保険会社までお申出ください。保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款	+	賠償責任保険追加特約	+	各種特別約款 ^(注1)	+	各種特約 ^(注2)
--------------	---	------------	---	------------------------	---	----------------------

(注1)契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。
(注2)セットできる主な特約については、「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

- 被保険者
記名被保険者(加入申込票の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。
- 保険金をお支払いする主な場合
他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。
- お支払いする保険金
お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

- 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
保険金をお支払いしない主な場合については、**注意喚起情報のご説明**の「4.保険金をお支払いしない主な場合等」(P.24)をご参照ください。

(3)セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4)保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

支払限度額(または保険金額)とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用および協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は引受保険会社までお問い合わせください。
免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

2 保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額・保険金額、保険期間等によって決定されます。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご加入と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となる場合には、割増なしで分割払とすることができます(大口分割払)。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の解約に際しては、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」(P.25)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1 ご加入申込みの撤回等(クーリングオフ)

保険期間が1年を超えるご加入については、ご加入のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご加入の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご加入はクーリングオフができませんので、ご注意ください。
クーリングオフの詳細につきましては、引受保険会社までお問い合わせください。

- 営業または事業のためのご加入
- 保険期間が1年以下のご加入
- 法人または社団・財団等が締結されたご加入
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご加入

2 告知義務・通知義務等 ～ご加入締結時の注意事項(告知義務)、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

特にご注意ください

(1)契約締結時の注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

保険契約者および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にごこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(2)契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- 保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく引受保険会社にご通知ください。

- 加入者証記載の住所を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

なお、「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項となります。)。 詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」でご確認ください。

3 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から引受保険会社が保険料を徴収するまでの間になされた事故に対しては保険金をお支払いしません。**

4 保険金をお支払いしない主な場合等

特にご注意ください

(1)保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が口座振替の場合、保険料払込期日^(注1)に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。**保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご加入を解除する場合があります。**

(注1)提携金融機関ごとに引受保険会社が定める始期日翌月の期日をいい、月払の場合は以降毎月同様とします。
(注2)保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料口座振替特約がセットされた契約で初回保険料引落とし前に事故が発生した場合の取扱い

原則として、引受保険会社へ初回保険料を払い込んでください。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

重要事項のご説明

この書面では英文賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款【Standard Provisions】および特約【Endorsement】(特別約款【Coverage Part】を含みます。)によって定まります。普通保険約款および特約は、ご加入後、加入者証【Policy】とともにお届けします。事前に必要な場合は、引受保険会社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

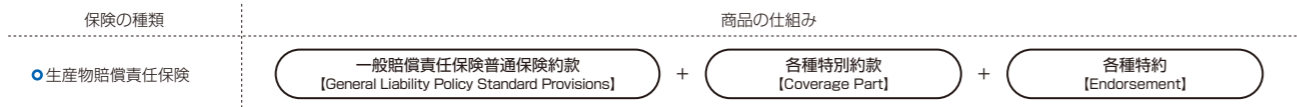
※加入申込票への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み



(2)補償内容

■被保険者

記名被保険者【Named Insured】(加入申込票の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者【Insured】(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

事故【Occurrence】によって発生した他人の身体障害【bodily injury】等または物的損害【property damage】について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。

損害賠償請求(クレーム)がなされた場合には、引受保険会社の選任するクレームエージェント、弁護士が被保険者に代わって防御にあたります。ただし、日本を含む一部の国については、法律等との関連から保険会社による防御が不可能な場合や、事情によっては保険会社が前面に立って防御対応を行わないほうが適切な場合もあります。

また、保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

① 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償金
(引受保険会社が被保険者に代わって防御対応を行う場合は、引受保険会社から損害賠償請求権者へ直接お支払いします。)

② 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
(損害賠償請求により保険金(損害賠償金)が支払われる可能性がある場合は、被保険者の法律上の損害賠償義務の有無にかかわらず引受保険会社は防御対応を行います。被保険者の勝訴等により結果として法律上の損害賠償義務がなかった場合であっても、保険金をお支払いします。)

③ 引受保険会社の要請により、引受保険会社の訴訟の防御対応に協力するために要した交通費や通信費などの解決協力費用

上記①の保険金(企業包括賠償責任保険においては上記①～③の保険金)については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、原則として加入者証記載の支払限度額【Limit of Liability】が限度となりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。なお、保険金の種類によっては、事前に引受保険会社の同意を要するものがありますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

保険金をお支払いしない主な場合については、**注意喚起情報のご説明**の「4.保険金をお支払いしない主な場合等」(P.28)をご参照ください。

(3)保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4)引受条件(支払限度額、免責金額の設定)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額(自己負担額)は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

2 保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご加入と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。なお、分割払は保険料が20万円以上となる場合にのみ、選択することができます。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の解約に際しては、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」(P.28)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1 ご加入申込みの撤回等(クーリングオフ)

保険期間が1年を超えるご加入については、ご加入のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご加入の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご加入はクーリングオフができませんので、ご注意ください。

クーリングオフの詳細につきましては、引受保険会社までお問い合わせください。

- 営業または事業のためのご加入
- 保険期間が1年以下のご加入
- 法人または社団・財団等が締結されたご加入
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご加入

2 告知義務・通知義務等 ～ご加入締結時の注意事項(告知義務)、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務)～

特にご注意ください

(1)契約締結時の注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

保険契約者および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(2)契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- 保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく引受保険会社にご通知ください。

- 加入者証記載の住所を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3 補償の開始時期

始期日の午前0時0分1分(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から引受保険会社が保険料を領収するまでの間になされた損害賠償請求(Claims Made Basis Endorsementがセットされていない契約では「保険料を領収するまでの間に生じた事故」)に対しては保険金をお支払いしません。**

4 保険金をお支払いしない主な場合等

特にご注意ください

(1)保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。保険金をお支払いしない場合は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳しくは普通保険約款および特約をご覧ください。

- 戦争、内乱、暴動等に起因する損害賠償責任
- 核物質からなる危険物に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火またはその結果生じる津波に起因する損害賠償責任
- 罰金、違約金、懲罰的賠償金、倍額賠償金等
- 保険の対象となる生産物に含まれるアスベストに起因する損害賠償責任

など

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料を分割してお支払いいただく場合(Installment Premium Endorsementをセットした場合)について

第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。保険料払込期日^(注1)に保険料が払い込まなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日までに^(注2)保険料の払込みがない場合、損害賠償請求がなされても(Claims Made Basis Endorsementがセットされていない契約では「事故が発生しても」)保険金をお支払いできません。また、ご加入を解除する場合があります。

(注1) 保険料払込方法が口座振替の場合、提携金融機関ごとの引受保険会社の定める期日をいいます。
(注2) 保険料払込方法が口座振替の場合、保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

6 解約と解約返れい金

ご加入を解約される場合は、引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年—一時払のご加入を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料のお支払い状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、払い込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

7 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入してあります。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

<p>保険に関する相談・苦情・お問い合わせは</p> <p>「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）</p> <p>【受付時間】 平日 9:15～20:00 土日・祝日 9:15～17:00（年末・年始は休業させていただきます）</p>	<p>（社）日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は</p> <p>保険会社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。</p> <p>0120-107-808（無料）</p> <p>【受付時間】 平日 9:00～18:00 携帯電話・PHSからは03-3255-1306（有料）をご利用ください。</p>
---	--

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1 ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- (1)保険料領収証の発行
保険料をお支払いいただけますと、引受保険会社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください^(注1)。
（注）保険料の払込方法が口座振替の場合には発行されません。
- (2)共同保険
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
- (3)ご加入条件
次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- (4)支払限度額、免責金額が外貨建となる契約
支払限度額、免責金額が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。そのため、お支払いする保険金の額がお申込み時における換算レートによって計算された保険金の額を下回る場合があります。

- (5)保険料算出のための確認資料
保険料が賞金、入場者数、領収金または売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料（実績数値の記載がある保険契約者（または被保険者）作成資料の写しおよび引|受保険会社様式による「告知書」）を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。

2 ご加入後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- (1)加入者証の確認・保管
ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。また、ご加入手続から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
- (2)損害賠償請求を受けた場合の防御について
被保険者が、万一損害賠償請求を受けた場合には、原則として、引受保険会社の選任するクレームエージェント、弁護士が被保険者に代わって防御にあたります。ただし、日本を含む一部の国については、法律等との関連から保険会社による防御が不可能な場合や、事情によっては保険会社が前面に立って防御対応を行わないほうが適切な場合もあります。

特にご注意ください
<p>(3)被害者との交渉について あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。</p>

- (4)保険料の精算および保険料算出のための確認資料について
保険料が賞金、入場者数、領収金または売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料（実績数値の記載がある保険契約者（または被保険者）作成資料の写しおよび引|受保険会社様式による「通知書」）を引受保険会社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。
（注）ご加入を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

3 事故が起こった場合の手続

- (1)事故の通知について
損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合（事故が発生した場合を含みます。）には、ただちに引受保険会社に次の事項をご連絡ください。
●損害賠償請求を最初に知ったときの状況　●申し立てられている行為　●原因となる事実
- Claims Made Basis Endorsementがセットされていない契約では、事故が発生した場合には、ただちに引受保険会社に次の事項をご連絡ください。
●事故発生の日時・場所　●被害者の住所・氏名　●事故の状況・原因

<p>三井住友海上へのご連絡は</p> <p>24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」</p>	<p style="text-align: center;">事故は、いち早く</p> <p>0120-258-189（無料）へ</p>
--	---

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか各特約に定める書類をご提出いただけます。
※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) （注）事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書／警察署・消防署の証明書／交通事故証明書／事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書／損害明細書／免責事由該当性を確認する書類／訴状／クレーム通知書・レター
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書／後遺障害診断書／死亡診断書／診療報酬明細書／治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書／休業損害証明書／源泉徴収票／住民票／戸籍謄本
② 他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書／取得時の領収書／決算書類／事故前後の売上計画・実績／自動車検査証（写）／建物登記簿謄本／戸籍謄本／全部（個人）事項証明書
③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	訴状／クレーム通知書・レター
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書／判決書／引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類	
① 死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書／死体検案書／出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
② 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書／レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類
③ その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書／診療状況申告書／入院・通院状況申告書／治療費の領収書／診療報酬明細書／調査に関する同意書
(5)損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
① 損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書／購入時の領収書／保証書／被害物の写真・画像データ
② 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書／調査に関する同意書
(6)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票／戸籍謄本／委任状／印鑑証明書／法人代表者資格証明書／代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書／判決書／被害者からの領収書／保険会社からの支払通知書／労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内（日本国外における調査等が不可欠な場合には180日以内）に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

- （注1）保険金請求に必要な書類は、前表をご覧ください。
（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ各社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

前記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等情報交換制度について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、（社）日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間での交換を実施することがあります。
- 再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）をご覧ください。

<p>■この保険は社団法人日本印刷産業機械工業会が保険契約者となる団体契約です。この保険にご加入いただけるのは、社団法人日本印刷産業機械工業会の会員会社に限ります。</p> <p>■ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。</p>
